

無限21会派 観察報告書

報告者 田中 瞳

日 程 令和4年8月3日（水）～5日（金）

観察場所 北海道石狩市、小樽市

北海道虻田郡ニセコ町

参 加 者 無限21：田中瞳、藤本壽子、杉迫一樹

観察の概要

1 再エネ先進地 {石狩市} と歴史の街「小樽市」の風力発電について

対応者 石狩市議会議員：神代知花子

小樽余市巨大風力発電から自然と生活を守る会：平山秀朋、佐々木邦夫

（1）石狩湾新港の再生エネルギー集積地域へ案内

- ・現在稼働中のもの 風力発電 太陽光 火力発電 {LNG}
- ・計画中 バイオマス発電

石狩湾新港エリアの風力発電所

- ・稼働中は、石狩コミュニティウインドファーム 7基
- ・いしかり市民風力発電 2基 ・石狩市民風力発電所 1基
- ・石狩湾新港風力発電所 2基 ・銭函風力発電事業 10基
- ・石狩湾洋上風力発電事業 14基

神代市議の話では、現在の状況としては、新港にある事業所と風力発電の距離が近距離であり、居住空間ではないが、騒音や低周波による被害が、北海道大学の先生による報告があるとのこと。また、この風力発電事業のなかには、再生可能エネルギーの、市民主導のものも2基あるとのことであった。

今後の計画としては、石狩湾新港工業地区、厚田地区に合計54基、海洋に1192基が計画されている。どこまで参入することになるかは未定。洋上風力発電の部品などを置く集積場所がすでに準備されていた。

2018年 再エネエリア設定地産エネルギー活用マスターplan策定

石狩湾新港エリア地域マイクログリッド構築に向けたマスターplan策定

2019年 北海道電力と石狩市とで、連携協定を結ぶ。

2020年石狩市、ゼロカーボンシティ宣言

2021年 一般海域洋上風力発電の促進区域指定のための情報提供を行なう

この流れのなか、石狩市議会では、これらの計画に質問があった。主には、「カーボンゼロシティ宣言」についてであり、質問の報告を聞いた。

- ① 再エネが市内にたくさんあることで市域のCO₂を減らせるかについては、賦存量が多くても市外に送電するため、排出量を減らせるのは、地産地消した分だけである。

② CO₂の最大吸収源である「海」「森林」が吸収する量について選定されているのか、また、森林を伐採した分は算定に含まれるかという質問に、地域の森林吸収量は算定に入れるが、海域からは、未だ国から数字が示されていない。また、森林伐採分などを積み上げ、数にしていくのは不可能という回答。

③ 再エネ由来だと証明できる石狩で作られた電力を札幌市に売るならば、石狩市のカーボンゼロの達成は難しくなるのではという質問に、自治体間共通のCO₂排出量削減に使える制度が定まっていない。国同士の排出量取引のような制度は未整備という報告であった。その他、様々な問題を、現在、漁業者、住民から検証する必要があると動いているとのことであった。

(2) 山間地の大型風力発電の計画地案内

小樽、余市では、3つの計画がある。

- ・古平 仁木 余市ウインドファーム」 64基（関電）
- ・北海道小樽余市風力発電所 27基（双日）
- ・小樽赤井川ウインドファーム 22基（関電）が計画中ということである。

その計画地を案内してもらう。小樽。余市の巨大風力発電から自然と生活を守る会では、1 森林伐採や盛り土による土砂災害

- 2 河川、地下水脈への影響
- 3 一次産業への影響
- 4 熊や鹿などが、里に降りてくる危険性
- 5 低周波、超低周波による健康被害
- 6 景観破壊、自然とのふれあいの場喪失

ということを憂慮して様々な活動をしている。

実際に案内して頂いた塩丸登山口には、登山者に対し風力発電が建設された場合の予想図（写真）を示さ

れ、山に親しむ登山者に対し、この計画への署名を訴えておられた。ちなみに行政へのアプローチもされ、小樽市長は、陸上の計画については懸念を持たれているという報告であった。



【視察感想】

石狩、小樽はこれまで再生エネルギー基地としてあゆみ、国家的プロジェクトの先進地として、今後も歩む。その姿を実際に視察できたことは、たいへん有意義であった。その上で、今後、洋上風力、陸上風力の各社の参入による、また、建設された場合の市民の健康、生活、暮らしへの影響が懸念されるのではないかと改めて思った。風車は、水俣に計画中のものより、更に巨大であり、自然環境への影響が懸念される。これは、水俣市の山間地に予定されている64基の風力発電計画にも通じるところがあると考える。

2 ニセコ町の取り組みについて

対応者 企画環境課経営企画係：佐藤英征係長

〃 環境モデル都市推進係・長谷部翔馬係長

(1) 「ニセコ町まちづくり基本条例」について

日本初の「自治基本条例」……平成 12.12.27 制定、平成 13.4.1 施行

◎情報共有と住民参加が普遍的な 2 本の柱

①情報共有

- ・行政情報は住民の財産、情報なくして議論なし
- ・徹底した文書管理ファイリングシステム
会議の原則公開、会議録の公表
- ・財政の透明化

予算説明書「もっと知りたい今年の仕事」

町内全世帯に配布

予算編成の過程をすべて公開

(事業計画ヒアリング、予算編成方針説明会、予算編成ヒアリング)



【議場にもなる町民ホール】

②住民参加

- ・恒常的な議論の場が大切
- ・未成年者の住民参加を保障

子ども議会……小学 5 年生～中学生、問われるのは対応と結果

小中学生まちづくり委員会……年 3 回(テーマを決め、実践し、報告する)

社会参加、社会貢献の実践活動へ

- ・まちづくり町民講座、講演会、シンポジウム、懇談会など

(2) ニセコ町の気候変動対策における環境への取り組み

①町独自の開発ルール

- ・景観条例……開発事業の事前協議、説明会開催を義務化
- ・準都市計画……建ぺい率や容積率の規制、景観地区により建てられない用途の建築物などの制限
- ・水道水源保護条例……水源保護地域内における規制対象施設設置の禁止
- ・地下水保全条例……大量取水の規制

②町独自の規制についての考え方

- ・ペンション、ホテル、別荘、コンドミニアムが建てられるニセコでは、地元住民の理解や環境と地域を大切にするという企業イメージの構築もできるので、乱開発を防ぐという意味では、住民だけでなく企業にもメリットがあると言える。
- ・環境との共存を目指すニセコ町の態度を明確にする。
- ・町の厳しい環境・景観規制に共感する企業が進出してきている。